

南房総市看護師等修学資金貸付制度のしおり

この制度は、将来、安房郡市内で看護師または准看護師（以下看護師等という）として従事しようとする方に対して修学資金を貸し付け、地域における看護師等の確保を図ることを目的としています。

貸し付け終了後に借り受けた修学資金の全額を市に返還していただきます。ただし、一定の条件を満たした場合は、返還の猶予やその一部または全部が免除になります。

貸し付けを希望される方はこの制度の趣旨をよくご理解いただき、免除事由に該当しない場合は返還となる負担を考えた上で、卒業後の進路を十分検討してから申請してください。

南房総市

目次

南房総市看護師等修学資金貸付制度の概要	1
申請・届出に必要な書類一覧、手続き	3
その他の手続き一覧	4
南房総市看護師等修学資金貸付制度ご利用の流れ	5
Q&A	6
○南房総市看護師等修学資金貸付基金条例	
○南房総市看護師等修学資金貸付基金条例施行規則	
○南房総市看護師等修学資金貸付基金条例様式	

南房総市看護師等修学資金貸付制度の概要

1 貸付対象者

次のすべての要件を満たす方が対象です。

- (1) 安房郡市内で看護師等の業務に従事する意思があること
- (2) 看護師、准看護師を養成する大学、学校又は養成所に在学していること
- (3) 本人又はその親、配偶者、2親等内の親族が、1年以上本市に住所を有していること

2 貸付金額

月額2万円以内の額（2万円、1万円）

3 貸付期間

貸付決定の月から養成施設の正規の修学期間の終了する月まで。

4 貸付方法

原則として、毎月15日に定額を預金口座に振り込みます。

5 貸付申請

看護師等修学資金貸付申請書に以下の書類を添えて申請すること。

- (1) 誓約書
- (2) 保証書
- (3) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (4) 在学証明書
- (5) 申請者の住民票の写し及び住所要件が申請者以外に該当する場合はその者の住民票

※住民票の写しは世帯主、続柄、本籍地、筆頭者の記載のあるもの

6 連帯保証人

申請には連帯保証人が2名必要です。

連帯保証人は、成年でそれぞれが独立した生計を営む者とします。申請者が未成年であるときは、連帯保証人のうち1名を親権者または後見人としなければなりません。

7 貸付の決定

市長は、修学資金の貸し付けの可否を決定し、申請者に通知します。

8 現況報告

借受人は、返還の債務を負うことがなくなるまで毎年3月31日現在の状況を報告しなければなりません。

9 返還の免除

借受人が一定の要件を満たした場合、修学資金の返還債務の一部または全部を免除します。

- (1) 養成施設を卒業後、市内の医療機関又は安房地域医療センターで継続して看護師等の業務に従事した期間が貸付期間に達したとき ⇒全額免除
- (2) 養成施設を卒業後、安房郡市内（南房総市及び安房地域医療センター以外）の医療機関で看護師等の業務に従事した期間が貸付期間に達したとき ⇒半額免除
- (3) 前記の業務期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったとき⇒全額免除

1 0 返還

借受人が次の事由に該当するときは、修学資金の返還が必要となります。

- (1) 修学資金の貸付の決定が取り消されたとき
- (2) 養成施設を卒業した後、1年2月以内に看護師等の免許を取得しなかったとき
- (3) 養成施設を卒業し、看護師等の免許を取得した後、直ちに安房郡市内において看護師等の業務に従事しなかったとき

1 1 返還の猶予

次の場合は、返還が一定期間猶予されます。

- (1) 養成施設に在学しているとき
- (2) 本市内、安房郡市内（本市を除く）に看護師等として従事しているとき
- (3) 養成施設が指定する場所において看護師等の業務に従事しているとき
- (3) 災害、疾病、育児休業等その他やむを得ない事由があると認められるとき

1 2 遅延利息

修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ年14.6%の割合をもって計算した遅延利息を修学資金に加算して支払わなければなりません。

申請・届出に必要な書類一覧

以下に該当する事由が生じた場合は、速やかに必要書類を提出してください。

○申請の手続き

主な事由	必要な書類
貸付申請	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師等修学資金貸付申請書（第1号様式） ・誓約書（第2号様式） ・保証書（第3号様式） ・連帯保証人の印鑑登録証明書 ・在学証明書 ・看護師等修学資金貸付基金振込口座依頼書

○在学中の手続き

主な事由	必要な書類
毎年3月31日現在の状況について報告するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・現況報告書（第20号様式） ・受領書 ・在学証明書
修学資金の貸付を辞退しようとするとき	<ul style="list-style-type: none"> ・辞退届（第6号様式） ・看護師等修学資金返還届
退学したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・退学届（第5号様式） ・看護師等修学資金返還届
休学、留年、停学、長期欠席となったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・休学届（第7号様式） ・留年届（第8号様式） ・停学届（第9号様式） ・長期欠席届（第10号様式）
復学したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・復学等届（第14号様式）

○卒業後の手続き

主な事由	必要な書類
養成施設を卒業し免許を取得し就業するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・現況報告書（第20号様式） ・就業証明書 ・受領書 ・看護師等試験の合格証明書等合格がわかる書類の写し ・看護師等修学資金返還猶予申請書（第16号様式）
卒業後他種の養成施設（看護関係の上級学校）に進学したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師等修学資金返還猶予申請書（第16号様式） ・在学証明書
返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年3月31日現在の状況について報告するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・現況報告書（第20号様式） ・就業証明書

貸付期間に相当する期間、業務に従事し、返還の免除を受けようとするとき	・看護師等修学資金返還免除申請書（第18号様式）
安房郡市外で就業したとき	・看護師等修学資金返還届
看護業務に就かなかったとき	
卒業後1年2月以内に免許を取得できなかったとき	
就業場所を異動したとき	・身上等変更届（第11号様式）
就業場所を退職したとき	・退職証明書及び再就業先の就業証明書 ※退職後直ちに再就業しないときは看護師等修学資金返還届
休業（療養、産休、育児）したとき	・看護師等修学資金返還猶予申請書（第16号様式） ・猶予を受けようとする理由を証明する書類（診断書、育児休業承認書など）

○その他の手続き

主な事由	必要な書類
借受人又は連帯保証人の氏名、住所等に異動があったとき	・身上等変更届（第11号様式）
連帯保証人の変更があったとき	・連帯保証人変更届（第12号様式） ・変更後の連帯保証人の印鑑登録証明書
借受人が死亡したとき	・死亡届（第15号様式） ・死亡診断書または戸籍抄本 ・修学資金返還免除申請書（第18号様式） ・修学資金返還届（第19号様式）

☆各申請書・届出書の修正は二重線で訂正の上、訂正印を押してください（修正液、修正テープは使用不可）。

☆印鑑は必ず朱肉使用のものを押印してください（シャチハタ等ゴム印は無効です）。

看護師等修学資金のことで不明な点、相談したいことがありましたら、下記までご連絡ください。

【申請・お問い合わせ窓口】

〒294-0813

南房総市谷向116番地2（三芳保健福祉センター内）

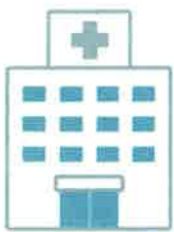
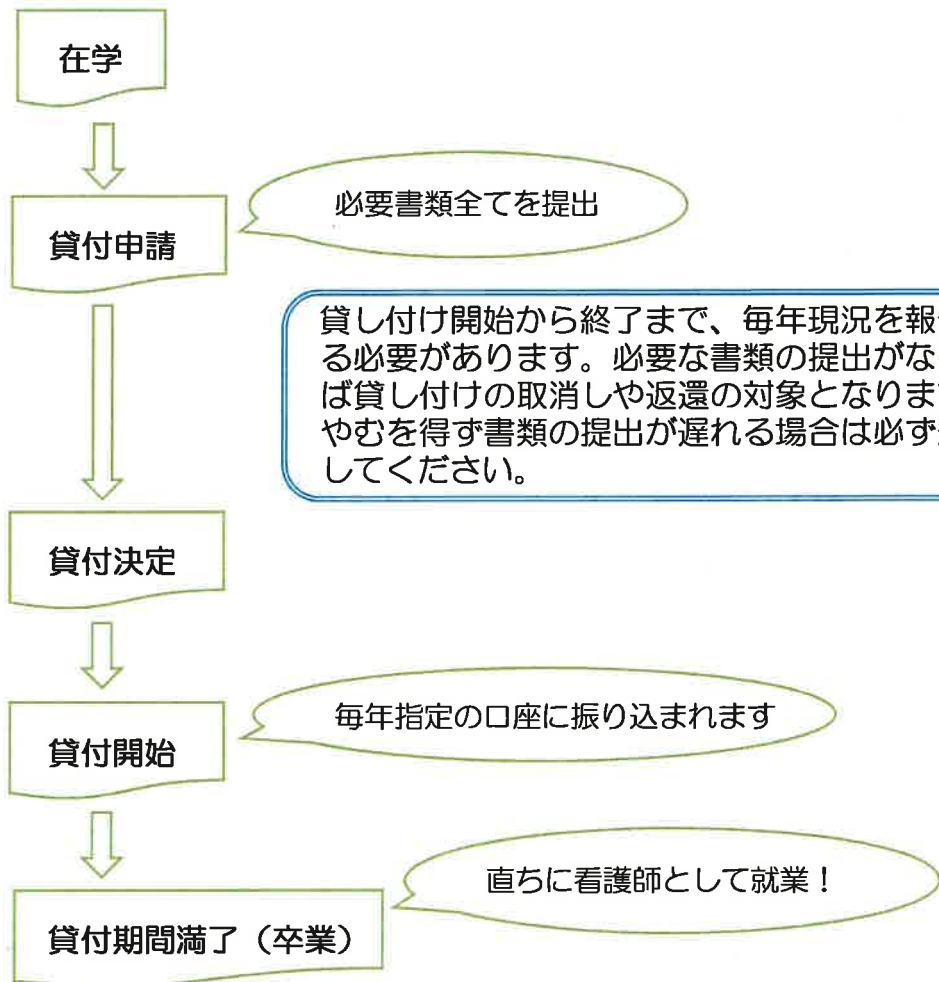
南房総市保健福祉部健康推進課

電話 0470-36-1154

FAX 0470-29-7271

E-mail kenkosuishin@city.minamiboso.lg.jp

南房総市看護師等修学資金貸付制度ご利用の流れ



○安房郡市内に就業

A：市内または安房地域医療センターに就業

B：A 以外の安房郡市内に就業

返還猶予
貸付期間就業すること！

A：返還免除

B：返還開始
(半額)

○安房郡市外に就業

返還開始
(全額)

貸付期間以内で返還を終えて終了

Q&A

★ 申請書、届出について

Q1：現況報告書は毎年提出する必要がありますか。

A1：返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年3月31日現在の現況について、現況報告書（第20号様式）を提出していただく必要があります。

Q2：4月に就業先を変えています。現況報告書の提出はどのようにしたらよいですか。

A2：就業先が変わったときには、現況報告書に加え、身上等変更届（第11号様式）及び退職証明書と再就業先の就業証明書を提出してください。

Q3：現況報告書を、返還の債務を負うことがなくなるまで提出すれば免除になるのでしょうか。

A3：看護師等修学資金返還免除申請書（第18号様式）の提出が必要となります。また、現況報告書及び就業証明書を提出してください。

Q4：就業時に住所が変わりましたが、現況報告書に新住所を記載すれば、新しい住所が登録されますか。

A4：現況報告書に新しい住所が記載されただけでは、住所変更の手続きはできません。各届出、申請の際に住所の変更があった場合は、身上等変更届（第11号様式）も一緒に提出してください。

Q5：連帯保証人のうち1名が亡くなりました。手続きはどのようにすればよいですか。

A5：連帯保証人変更届（第12号様式）を提出し、新連帯保証人を届け出てください。この場合は、連帯保証人変更届には新連帯保証人の実印を押印し、印鑑登録証明書も添付してください。

Q6：連帯保証人2名は両親でよいですか。

A6：申請者が未成年の場合は、連帯保証人のうち1名は親権者または、後見人としてください。もう1名は独立して生計を営む成年者としてください。申請者が成年の場合も1名を親権者又は後見人とすることができます。

Q7：いろいろな手続きを忘れてしまったらどうなりますか。

A7：今回お渡ししたしおりをよく読んだ上で、必ず手続きを行ってください。個々人の状況により提出すべき書類が異なりますが、これらは全て条例、規則に基づき、その都度提出していただくものです。万が一書類の提出ができない等やむを得ない事情がある場合は、必ず市へ連絡してください。手続きを忘れた場合は、貸付金の一時保留や、返還となりますので、忘れずに提出してください。主な手続きはしおりのP3「申請・届出に必要な書類一覧」をご確認ください。

★返還猶予・その他について

Q8：看護学校卒業後、英会話学校に進学し、その後、市内で看護職として就職したいと考えています。この場合は、猶予として認められますか。

A8：認められません。進学で猶予されるのは看護師等（保健師、助産師、看護師）の養成施設に進学した場合に限りますので、看護学校を卒業した時点で貸付金の返還をしていただくこととなります。

Q9：デイサービスセンターに就職しましたが、猶予として認められますか。

A9：認められません。安房郡市内の医療機関に就業した場合に限りますので、デイサービスセンターや老人ホーム（有料老人ホーム、特別養護老人ホーム等）は対象外となり、貸付金の返還をしていただくこととなります。

Q10：市内医療機関に看護職のパートとして就業しましたが、猶予されますか。

A10：猶予できません。正規職員として就業した場合に限ります。

Q11：結婚で退職するとき、妊娠して退職するときは、どのような手続きになりますか。

A11：結婚や妊娠で退職するときは、返還となります。看護師等修学資金返還届を提出してください。

なお、産休、育児休業については、返還猶予期間の延長となりますので、看護師等修学資金返還猶予申請書（第16号様式）を提出してください。この場合休業とは、有給、無給にかかわらず、その勤務先に所属していることです。

Q12：病気になり、やむを得ず退職しなければならなくなりました。免除までまだ期間があるのですが、どうなるでしょうか。

A12：本人が病気の場合、退職前（やむを得ない場合は退職直後）に「看護師等修学資金返還猶予申請書（第16号様式）」と「診断書（療養に要する期間を明記のこと）」を提出してください。市において厳密な審査を行い、猶予の可否及びその期間を決定します。

猶予の期間は、診断書に記載された療養に要する期間と同じですが、その期間で治癒しない場合は、再度同じ書類を提出していただくこととなります。

ただし、猶予期間が過ぎても復職しない場合や書類の提出がない場合は、返還となります。看護師等修学資金返還届（第19号様式）を提出してください。

★返還について（一部返還・全額返還）

Q13：修学資金を3年間借りる予定です。免許取得後市内医療機関に就職し、病気等で休職した後に復職した場合、全額免除されるためには休職期間を除いて3年間就業すればよいですか。

A13：休職期間は免除のための業務従事期間から除外されるため、休職期間を除いて3年間業務に従事する必要があります。

なお、休職等雇用関係を維持したまま業務に従事しない場合は、看護師等修学資金返還猶予申請書（第16号）の提出が必要になります。

Q14：貸付金の返還をすることになりました。支払方法を教えてください。

A14：市からお送りする振込用紙（納入通知書）を用いて、振込用紙に記載のある金融機関等で納付してください。毎月定額で返還する月賦均等返還となります。繰り上げての返還を希望する場合は直接ご連絡ください。

口座からの自動引き落としはできません。

Q15：卒業後安房郡市外に就職し、返還中に市内に就職する事になった場合、残額について免除になりますか。

A15：免除となりません。返還免除要件は、養成施設を卒業し、免許を取得した後、直ちに安房郡市内において貸付相当継続して業務に従事すること、となっているので、ご質問の場合は全額返還となります。

A16：月賦返還をしていましたが、現在就業していないため収入がありません。毎月の返還額を少なくしてもらえますか。

A16：返還決定後は、繰り上げ返済を除き原則として返還方法の変更は認められません。市に相談してください。

Q17：修学資金の返還を滞納した場合はどうなりますか。

A17：滞納したときは、督促、催告を行います。それでも支払が無い場合は、連帯保証人への請求や法的な措置を行います。